

議案第 5 5 号

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部改正について

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 5 月 1 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、本年 5 月 2 7 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例(平成27年京丹後市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2中「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例
(平成27年京丹後市条例第60号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例 平成27年12月22日 条例第60号 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) 第3条 (略) (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。 2 (略) 3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者か	京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例 平成27年12月22日 条例第60号 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (7) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> 第3条 (略) (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。 2 (略) 3 市の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者か

現行			改正案		
ら当該特定個人情報 の提供を受けることができる場合は、この限りでない。			ら当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。		
4 (略)			4 (略)		
第4条の2～第6条 (略)			第4条の2～第6条 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
25 市長	外国人生活保護事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの	25 市長	外国人生活保護事務であって規則で定めるもの	利用特定個人情報 であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
			<u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年5月27日から施行する。</u>		